

令和 2 年 2 月 1 9 日
四 国 電 力 株 式 会 社

広島高等裁判所での抗告審における伊方発電所 3 号機 運転差止仮処分決定に対する異議申立てについて

本年 1 月 1 7 日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所 3 号機の運転差止めを命じる仮処分の決定が出されました。

本決定は、極めて遺憾であり、到底承服できるものではないことから、当社は、本日、広島高等裁判所に対し、保全異議および仮処分の執行停止の申立てを行いました。

当社としては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、今後も、伊方発電所 3 号機の安全性に係る主張・立証に全力を尽くしてまいります。

以 上

令和2年1月 広島高裁抗告審における伊方 3 号機運転差し止め 仮処分決定のポイントおよび今後の対応について

1. 今回の裁判の経過
2. 広島高裁による今回の決定のポイント
 - 2-1. 「佐田岬半島沿岸部(発電所敷地から2km以内)に
活断層が存在しないとはいえない」ことについて
 - 2-2. 「評価対象とする火山の噴火規模の設定が過小である」ことについて
3. 今後の対応

令和2年2月19日
四国電力株式会社

1. 今回の裁判の経過

1

山口地裁岩国支部（小野瀬 昭 裁判長）	
H29. 3. 3	山口県の住民3名が仮処分命令申立て
	… 審尋 8回 …
H31. 3.15	決定（当社勝訴）

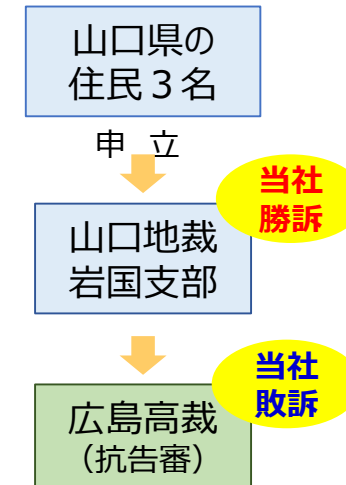


広島高裁（森 一岳 裁判長）	
H31. 3.29	住民側が即時抗告
	… <u>審尋 1回(R1.9.11)</u> …
R2. 1.17	決定（当社敗訴） <u>伊方3号機の運転差し止めを命じる仮処分</u>

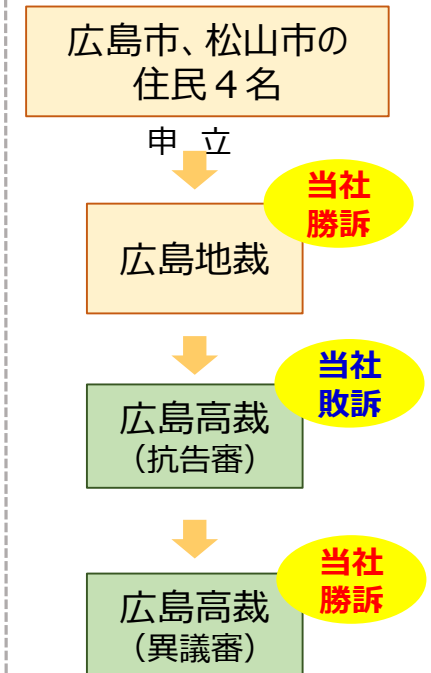
（参考）

今回の広島高裁決定は、以前に当社が敗訴したものの、その後の異議審でこれを覆した広島高裁の裁判とは別の事案。

（今回の裁判）



（前回の裁判）



…H30.9

当社の勝訴が確定

2. 広島高裁による今回の決定のポイント

2

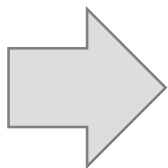
①地震動評価

- ・佐田岬半島沿岸部(発電所の敷地から2km以内)に活断層が存在しないとはいえない。
- ・四国電力は、これを考慮した地震動評価を行っていない。

②火山影響評価

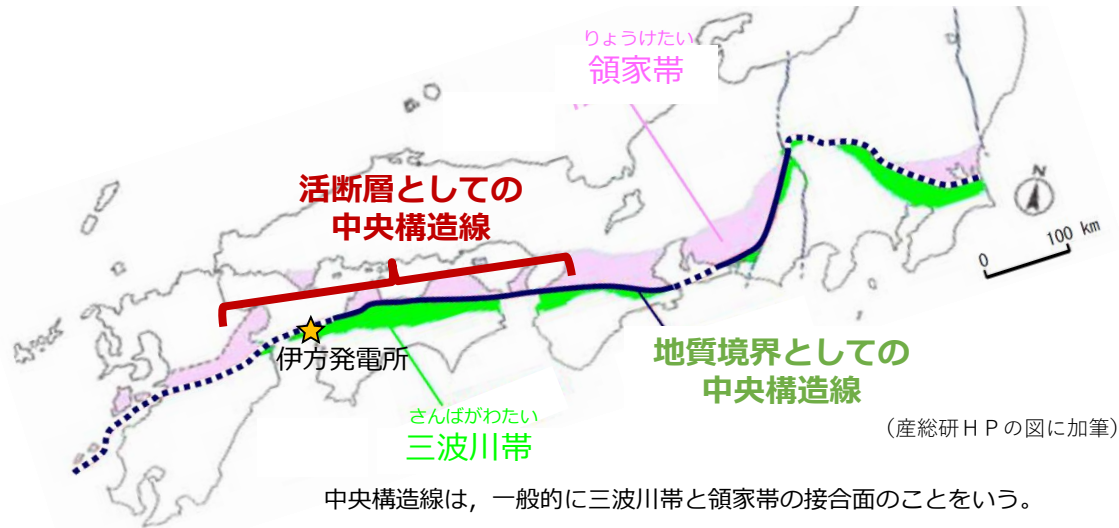
※「原子力発電所の火山影響評価ガイド」

- ・原子力規制委員会が定める**火山ガイド※**は、噴火規模や時期が予測できることを前提としている部分が**不合理**。
予測できないことを前提にすれば、火山ガイド上、対象火山における過去最大の噴火規模の想定が必要。
- ・**阿蘇**の過去最大は「巨大噴火」。
→社会通念上、巨大噴火については考慮する必要がない。
→しかし、本来は過去最大の噴火を考慮すべきであるから、**巨大噴火に準じたレベルの噴火規模の考慮が必要**。
- ・火山影響評価における**四国電力の想定は、このレベルの1 / 3 ~ 1 / 5であり、過小**。



これらを前提とした規制委員会の判断は不合理
= 伊方3号機の危険性を認める

◆中央構造線



○「地質境界としての中央構造線」

→関東地方から九州地方に至る長大な地質（岩種）境界の構造線。
長さ800～1,000km。

○「活断層としての中央構造線（中央構造線断層帯）」

→奈良県香芝市から大分県由布市に至る断層帯。
いくつかの区間に分割して活動すると考えられているが、
全長を足し合わせると444km。

→地質境界と同じ位置あるいは近くに活動性が確認される断層が存在する部分がある。

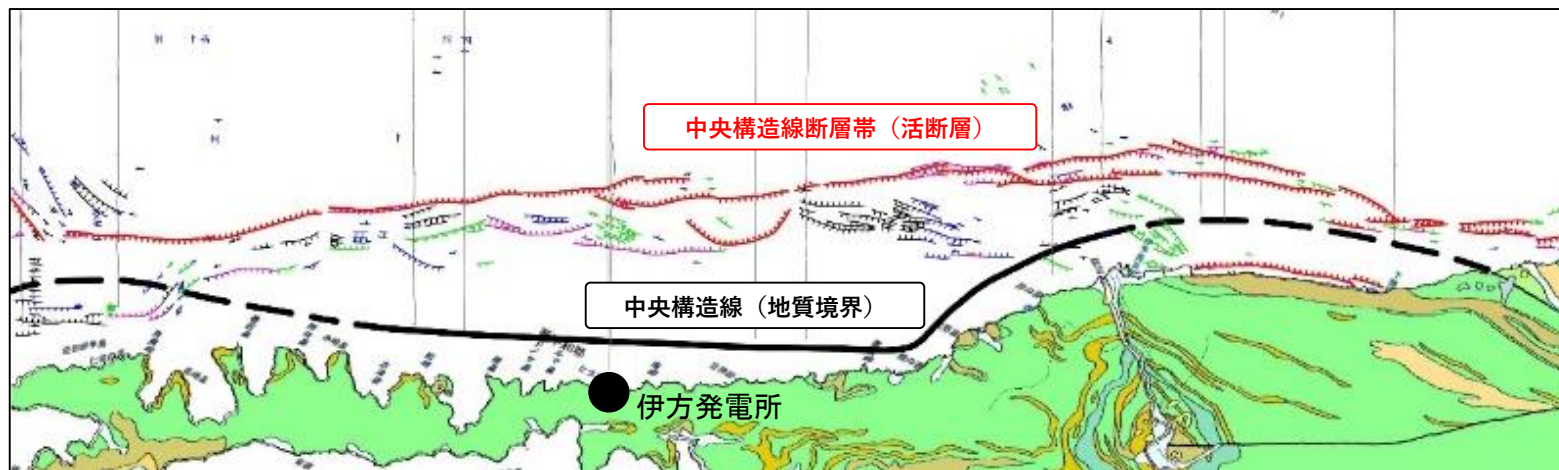
○佐田岬半島沿岸部では…

中央構造線断層帯と、地質境界としての中央構造線の位置は離れている。

○住民側は、発電所に近い地質境界としての中央構造線も活断層であることが
否定できないとするが、

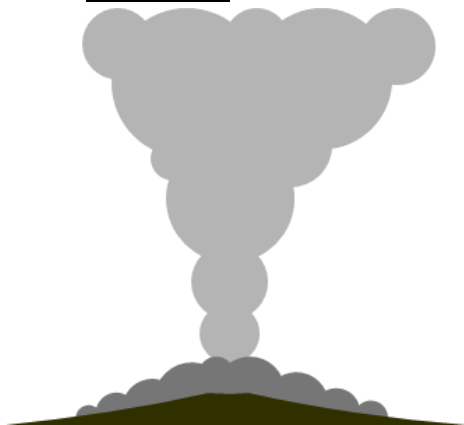
当社は、詳細な音波探査によって活断層ではないことを確認済。

◆伊方発電所周辺海域の中央構造線



当社主張

論点① 巨大噴火（阿蘇山では4回実績あり）



当社主張

- ・ マグマ溜まりの状況など、阿蘇に関する各種調査結果からは、巨大噴火が発生する可能性は十分小さい。

⇒ 考慮する必要はない。

論点② 噴火規模の設定

阿蘇4噴火後～現在の9万年間で最大の噴火
(2.39km³)



当社主張

- ・ 阿蘇に関する各種調査結果からは、巨大噴火が発生する可能性は十分小さい
- ・ 火山ガイドに基づき、最後の巨大噴火後で最大の噴火により、噴火規模を設定
- ・ 設定にあたっては、発電所への距離が近く噴火規模も大きい九重山の最大噴火(6.2km³)を採用

(参考) 20世紀以降の国内における噴火事例

1991～ 雲仙普賢岳 (0.3 km³)

1932～ 阿蘇山 (0.013 km³、阿蘇で20世紀以降最大)

- ・ 発電所周辺の過去約60万年の降灰記録に基づいても、十分保守的な火山灰(層厚15cm)を想定

広島高裁決定



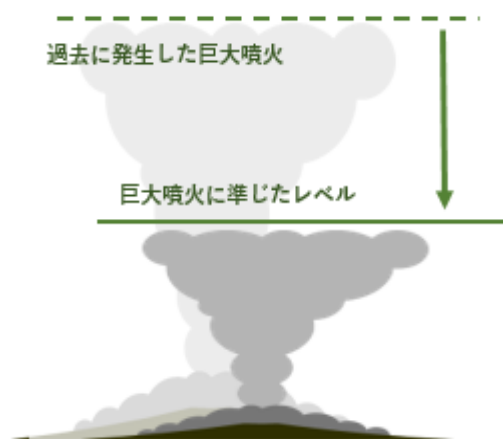
広島高裁決定

- ・ 噴火規模や時期は予測できないから、火山ガイドの、噴火規模を過去最大の噴火以外で設定できるとしている部分については不合理。
- ・ 予測できないのならば、火山ガイドのとおり、過去最大の噴火で設定すべきであるが、巨大噴火は、社会通念上、考慮する必要がある。

⇒ 考慮する必要はない。

過去に発生した巨大噴火

巨大噴火に準じたレベル



広島高裁決定

- ・ 本来、過去最大の巨大噴火で設定すべきだが、左記の通り、社会通念上、巨大噴火を考慮する必要はない
- ・ ただし、実際に巨大噴火があったことから、巨大噴火に準じたレベルで噴火規模を設定すべき
- ・ 火山ガイドでは、巨大噴火を数10km³超としていることから、設定する噴火規模はそれに準ずる20～30km³として考慮すべき

当社が設定した噴火規模は過小

3. 今後の対応

- ・平成30年9月、広島高裁の異議審において運転停止命令が取り消され、その後も4件の仮処分の裁判で相次いで当社の主張が認められたなか、今回、このような決定が出されたことは、極めて遺憾であり、到底承服できるものではありません。

〔伊方発電所に関する仮処分の裁判の状況〕 ○…当社勝訴 ×…当社敗訴

松 山	広 島	山 口	大 分
○ H29. 7 松山地裁	○ H29. 3 広島地裁	○ H31. 3 山口地裁岩国支部	○ H30. 9 大分地裁
○ H30.11 高松高裁(抗告審)	× H29.12 広島高裁(抗告審)	× <u>R 2. 1 広島高裁(抗告審)</u>	係属中 福岡高裁(抗告審)
	○ H30. 9 広島高裁(異議審)		
	○ H30.10 広島地裁(二次申立て)		

- ・当社は、本日、広島高等裁判所に対し、保全異議および仮処分の執行停止の申立てを行いました。
当社としては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、今後も、伊方発電所3号機の安全性に係る主張・立証に全力を尽くしてまいります。

1. 広島高裁の決定について

➤ 高裁決定には、人格権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていない

- ・主張疎明責任が過度に事業者に課せられており、公平性を欠いている。また、差止めが認められるには、伊方3号機の事故によってどのように生命、身体に被害が及ぶのか、その可能性はどのくらいかについて検討が必要だが、広島高裁はその検討を怠っており、妥当でない。

➤ 高裁決定は、原子力規制委員会による科学的、専門技術的知見に基づく判断を尊重しておらず不合理

- ・広島高裁の判断は、科学的、専門技術的な知見に基づかず、裁判所独自の考えに基づく認定をしているというほかなく、原子炉等規制法の趣旨にも反している。

2. 佐田岬半島沿岸部に活断層はなく「震源が敷地に極めて近い」場合の評価は必要ない

➤ 佐田岬半島沿岸部における海上音波探査結果から、佐田岬半島沿岸部に活断層は存在しない

- ・当社は、伊方原発の敷地前面海域において詳細な海上音波探査を実施した結果から、佐田岬半島沿岸部に活断層が存在しないことを確認している。原子力規制委員会も、当該活断層の有無について適切に審査している。

➤ 長期評価(第二版)における佐田岬半島沿岸部の調査を促す旨の記載は、当社の調査結果を反映したものではない

- ・長期評価(第二版)における上記の記載は、当社が原子力規制委員会に提出した佐田岬半島沿岸部の詳細な海上音波探査記録についての資料を踏まえることなく議論された結果、残されたものである。

3. 火山事象に対する安全性は確保できている

➤ 火山ガイドは合理的である

- ・火山ガイドは、巨大噴火の時期や規模を的確に予測できないことを前提として、現在の火山学の知見に照らして、様々な火山学的な調査を尽くすことで巨大噴火が差し迫っているか否かという観点から火山の状態を評価するという点において合理的である。また、巨大噴火以外の噴火として考慮すべき噴火規模の点においても、火山学的知見を踏まえた上で、専門技術的裁量に基づいて定めており、合理的である。

➤ 降下火砕物の影響によって伊方3号機の安全性が損なわれることは現実的には極めて考え難い

- ・伊方3号機の敷地において堆積層厚15cmの降灰は極めて低頻度の事象である。また、降下火砕物の堆積量が15cmを超えたからといって当然に伊方3号機の安全性が損なわれるわけではない。

(参考1) 今後予想される司法手続き

仮処分命令の発令
(広島高等裁判所)

異議申立て
(広島高等裁判所)

執行停止の申立て
(広島高等裁判所)

※ 仮処分命令に対する不服の手続きは、
仮処分命令を発令した裁判所に申し立てる。
(裁判官は同じとは限らない。)

(敗訴)

(勝訴)

(認容)

(却下)

仮処分命令の
取消し

仮処分命令の
執行停止

手続き終了

特別抗告／許可抗告
(最高裁判所)

(勝訴)

仮処分命令の
取消し

(敗訴)

再稼働

本案訴訟

※ 決定内容に憲法違反を理由とする
場合など例外的な場合に限って認められる。

(参考2) 前回敗訴後の経過

8

広島高裁抗告審決定(H29.12.13)・・・当社敗訴

(H29. 12.21)

異議申立て

(H29.12.21)

執行停止申立て

(H30. 3.22)

却下

(H30. 4.23)

第1回審尋

(H30. 7.13)

第2回審尋

(H30. 8. 9)

審理終結

(H30. 9.25)

決定 …当社勝訴